職派企発 0405 第 1 号
平成 23 年 4 月 5 日

各都道府県労働局職業安定部長　殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部
企　画　課　長

東日本大震災等に伴う実習型雇用支援事業に係る
求人・求職の取扱いについて

実習型雇用の対象とする者については、平成22年4月27日付け職政発0427第1号「実習型雇用支援事業に係る求人・求職の当面の取扱いについて」により、当面、「緊急人材育成支援事業による職業訓練を終了後、1か月以上経過しても就職が決まっていない者であって、希望する職種等に関する職務経験がない者」（以下「基金訓練修了者」という。）としているところであるが、今般発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害並びに平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害（以下「東日本大震災等」という。）に伴い、被災地域における雇用支援に活用するため、下記のとおり取り扱うこととするので、その円滑な実施について特段の御配意をお願いする。

なお、本通知については、平成23年4月6日から適用するものとする。

記

1　概要

実習型雇用の対象とする者については、平成22年4月27日付け職政発0427第1号「実習型雇用支援事業に係る求人・求職の当面の取扱いについて」により、当面、「緊急人材育成支援事業による職業訓練を修了後、1か月以上経過しても就職が決まっていない者であって、希望する職種等に関する職務経験がない者」（以下「基金訓練修了者」という。）としているところであるが、下記2の対象県内の事業所において実習型雇用を実施する場合は、基金訓練修了者以外の者であっても、下記3に該当する求職者については、実習型雇用支援事業業務実施要領第1の3．(1)の要件への該当の有無について個別に判断の上、実習型雇用の対象として差し支えないものとすること。

2　対象県

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

3　対象求職者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する求職者

(1)　対象県の区域のうち、災害救助法適用市町村に平成23年3月11日時点において居住していた者

(2)　対象県の区域のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた者であって、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた者

4　求職者の登録等に当たっての取扱い

実習型雇用支援事業業務実施要領第2の1．(1)に基づく求職者の登録等に当たっては、以下により上記3の対象求職者への該当を確認の上、実習型雇用対象者名簿への記載に当たっては、備考欄に㊟と記入すること。

(1)　上記3(1)に該当する求職者については、求職票記載の住所を確認するとともに、被災時（平成２３年3月１１日）の居所を運転免許証、保険証、パスポート、住民基本台帳カード、罹災証明書等により確認すること。

(2)　上記3(2)に該当する求職者については、雇用保険の被保険者であった者については、離職票の離職区分（1A、1B、3Aから3C）により確認する。

なお、1B以外の場合については、あわせて当該災害により離職に至ったものであることが確認できる当該事業所の事業主による疎明書（様式任意）の提出を求め確認する。

また、雇用保険被保険者でなかった者については、当該災害により、離職を余儀なくされたものであることが確認できる当該事業所の事業主による疎明書（様式任意）、当該事業所の賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等の写し等の資料により確認する。

ただし、雇用されていた事業所が既に廃止され、これらの資料による確認が困難である場合にあっては、事業所の所在地が、上記2の対象県の区域のうち、災害救助法適用市町村に該当することとなった事実をもって確認したこととする。

5　求人受理に係る取扱い

上記通知により、実習型雇用に係る求人については、当面、実習型雇用専用求人（非公開）として受け付けることとしているが、上記2の対象県内の安定所においては、実習型雇用併用求人として受け付け、公開しても差し支えない。

6　実習型雇用支援事業の計画的な実施について

本取扱いは、実習型雇用の既存の予算の範囲内で、対象県において重点的に活用することにより、対象県における就職支援の強化を図るものである。このため、別添の平成23年度の都道府県別の計画数及びリーフレットを踏まえ、計画的に本事業に係る求人開拓、職業紹介を実施されたい。年度の途中で全国の実習型雇用開始者数が計画数の上限に達した場合には、新規の求人受理・職業紹介を終了する場合がある。

実習型雇用に係る職業紹介に当たっては、特に中高年齢者、障害者、母子家庭の母等、就職困難者について積極的に活用するなど配慮すること。

なお、当該計画数については、事業の利用状況を踏まえて調整を図り、必要に応じて年度途中で計画数の変更について通知することもありうるので、御承知おき願いたい。

別添

実習型雇用支援事業における対象者数（平成23年度）

対象地区	対象者数（人）		合計
	基金訓練終了者	東日本大震災等に伴う特例対象者	
北海道	79	－	79
青森	29	630	659
岩手	40	1,848	1,888
宮城	82	2,646	2,728
秋田	24	－	24
山形	26	－	26
福島	50	2,184	2,234
茨城	203	1,092	1,295
栃木	82	65	147
群馬	24	－	24
埼玉	153	－	153
千葉	87	65	152
東京	330	－	330
神奈川	96	－	96
新潟	68	60	128
富山	24	－	24
石川	24	－	24
福井	42	－	42
山梨	24	－	24
長野	206	60	266
岐阜	88	－	88
静岡	48	－	48
愛知	93	－	93
三重	24	－	24
滋賀	24	－	24
京都	40	－	40
大阪	260	－	260
兵庫	175	－	175
奈良	24	－	24
和歌山	46	－	46
鳥取	24	－	24
島根	24	－	24
岡山	33	－	33
広島	53	－	53
山口	98	－	98
徳島	24	－	24
香川	24	－	24
愛媛	28	－	28
高知	24	－	24
福岡	77	－	77
佐賀	28	－	28
長崎	98	－	98
熊本	57	－	57
大分	71	－	71
宮崎	62	－	62
鹿児島	60	－	60
沖縄	50	－	50
全国計	3,350	8,650	12,000

お仕事をお探しの方へ
～実習型雇用支援事業のご案内～

～東日本大震災等に伴う被災地域の方の再就職を支援します～

実習型雇用による再就職支援について

未経験分野等への再就職を希望している求職者の方を対象に、希望する分野の企業と原則６か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

※　実習型雇用期間は有期雇用契約を締結しますので、労働基準法等の労働関係法令が適用され、事業主から賃金が支払われます。

※　実習型雇用期間中の労働時間は、原則として、事業所の通常の労働者の労働時間と同程度です。

※　実習型雇用を実施する事業主は、ハローワークにおいて実習型雇用に係る求人登録をしている事業主であって、実習型雇用終了後に正規雇用として当該求職者を雇い入れることを前提に受け入れる事業主となっています。（ただし、「正規雇用に移行するための要件」に達しなかった場合など、正規雇用に移行できない場合もあります。）

実習型雇用による再就職支援の対象となる方

【対象県】

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

上記対象県内の事業所で実習型雇用を行う場合は、以下の①又は②に該当する方で、

①　上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に平成23年３月11日時点において居住していた方

②　上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた方で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方

以下の①から④のいずれにも該当する方が対象となります。

①　希望する職種等に係る分野について、職務経験がない方

②　過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない方

③　職業紹介以前からすでに当該事業主との間で雇用予約がなされていない方

④　実習型雇用開始時に65歳以上である場合、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日から起算して１年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が６か月以上あった方　　等

実習型雇用による再就職支援を受けるためには、ハローワークの求職登録が必要です。
まずはお近くの労働局又はハローワークにご相談ください。

厚生労働省　・　都道府県労働局　・　ハローワーク

(23.4)

事業主の方へ

～実習型雇用支援事業のご案内～

東日本大震災等に伴う被災地域県内においては、基金訓練修了者以外の方でも、被災された方（※）を対象として実習型雇用が可能となります。

実習型雇用とは

未経験分野等への再就職を希望している求職者の方を対象に、希望する分野の企業と原則６か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

実習型雇用やその後の正規雇用による雇入れ等に対しては、助成金が支給されます。

実習型雇用支援事業の対象となる事業主

【対象県】
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- ○ 上記対象県内の事業所において実習型雇用を実施する事業主の方
- ○ ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしている事業主の方
- ○ 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主の方　　等

※　企業規模や業種などの要件はありません。

（※）　なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、基金訓練修了者、又は以下の①又は②に該当する方で、

① 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に平成23年３月11日時点において居住していた方

② 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた者で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方

以下の①から④のいずれにも該当する方が対象となります。

① 希望する職種等に係る分野について、職務経験がない方
② 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない方
③ すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない方
④ 実習型雇用開始時に65歳以上である場合、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日から起算して１年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が６か月以上あった方　　等

助成金の支給内容

A　実習型試行雇用奨励金

○　実習型雇用により求職者を受け入れた場合　→　月額１０万円

※　実習型試行雇用奨励金は、対象者１人につき、雇い入れた日から１か月単位で最長６か月まで支給されます。

B　正規雇用奨励金

○　実習型雇用終了後に常用雇用として雇い入れた場合　→　１００万円

※　正規雇用奨励金は、常用雇用後６か月の定着と、さらにその後6か月の定着を要件とし、それぞれ５０万円ずつ２回の時期に分けて支給されます。

～　実習型雇用の流れ　～

1　ハローワークでの職業紹介

・　ハローワークに実習型雇用の求人登録をしていただき、ハローワークにおいて、対象者に個別にマッチングを行います。マッチングが成立すれば実習型雇用のために原則6か月（※）の有期雇用契約を締結していただきます。

※　事業主と対象者との合意により、４か月又は５か月の期間を設定できますが、３か月以下や６か月を超えることはできません。

2　実習計画書の策定及び提出

・　実習型雇用の実施に当たっては、実習型雇用開始後２週間以内に、実習型雇用期間中の労働条件、常用雇用に移行するための要件、実習等の内容、等を記載した実習型雇用実施計画書（その１・その２）について対象者と十分に話し合い、同意を得た上で、職業紹介を行ったハローワークに提出していただきます。

3　実習、座学等の実施

・　技能及び経験を有する指導者のもとで実習、座学等を実施（※）します。

※　途中で常用雇用に移行する場合であっても、３か月を超える実習等を実施する必要があります。

4　実習型雇用終了

・　実習型雇用を終了した日の翌日から起算して１か月以内に、実習型試行雇用奨励金について、管轄ハローワーク（※）を経由して、都道府県労働局に支給申請を行います。

※　雇用保険適用事業所を単位とし、実習型雇用を実施した事業所を管轄するハローワーク

5　正規雇用

・　６か月定着後、１か月以内に、第１期正規雇用奨励金（５０万円）について、管轄ハローワークを経由して、都道府県労働局に支給申請し、さらに６か月定着後、１か月以内に、第２期正規雇用奨励金（５０万円）について同様に支給申請を行います。

助成金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは都道府県労働局又はハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省　・　都道府県労働局　・　ハローワーク